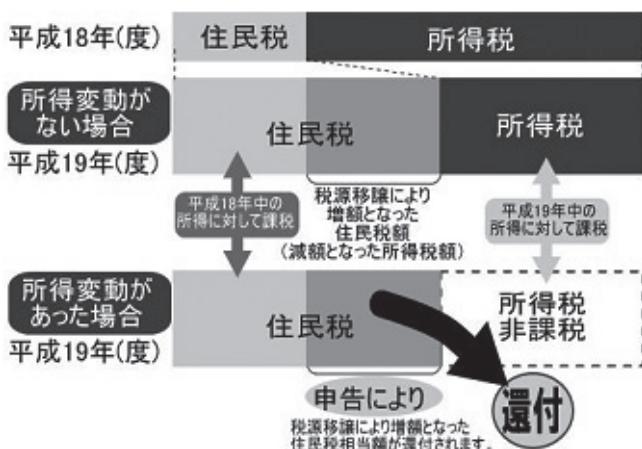


インフォメーション

平成19年に所得が減つて 所得税が課されなくなつた方

**申告が
必要です!**



税源移譲により、所得税率の変更による税率の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方に

ついては、すでに納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となつた住民税相当額を還付します。

【所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには、申告が必要とな

ります】

平成19年度分住民税を課税した

平成19年1月1日現在お住まいの

市区町村へ減額申告書を提出して

ください。ほかの市区町村へ転居された方は、申告先をお間違えにならないようご注意ください。

所得変動のモデルケース

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合 計	350,000	350,000

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

	平成19年(度)収入なし		差額
	税源移譲前の税率	税源移譲後の税率	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合 計	130,000	227,500	97,500

※1平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

※2この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

公平委員会委員・ 教育委員会委員を選任

公平委員会委員委員長
に小林全弘さんが選任されました。
また教育委員会委員に
小寺直見さんが就任されました。

(順不同、敬称略)

公平委員会委員

委員長	小林 全弘 (園部町穴人)
職務代理	船越 廣子 (日吉町志和賀)
委 員	八田 敦子 (八木町八木)

教育委員会委員

委員長	齊藤 進 (八木町刑部)
職務代理	木村 光一 (美山町豊郷)
委 員	湯浅 照夫 (日吉町生畑)
委 員	小寺 直見 (園部町横田)
教 育 長	牧野 修 (園部町小桜町)

シートベルトは あなたを守る命綱



—後部座席のシートベルト着用が義務化されます—

道路交通法が改正され、後部座席もシートベルトの着用が平成20年6月1日から義務化されます。これに違反するとドライバーに対して1点が減点されます。

後部座席でシートベルトを着用する

交通事故にあってから「あの時シートベルトをしていたら…」と思つても手遅れです。法律の施行にかかわらず、自分自身の安全のためにも、車に乗つたら後部座席を含め、常にシートベルトを着用するよう心掛けましょう。

用していないと、衝突時に座席から投げ出され、全身を強打し大変危険です。また、後部座席の同乗者が、前部座席の運転者や助手席同乗者にぶつかり大きなダメージを与える可能性もあります。